

ATMの「振込限度額」を引き下げましょう！

特殊詐欺には、オレオレ詐欺や還付金等詐欺など様々な手口がありますが、お金をだまし取る手段として最も多く使われるのは、「ATMからの振込」です。

そこで、**事前にATMの振込限度額を最少額に設定**することで、万が一だまされてATMから送金しようとしても、自動的に送金手続きがストップされ、被害を未然に防止することができます。

ATMの振込限度額の引き下げは、どこの金融機関の口座でもできますので、積極的な引き下げをお願いします。

※手続きは、金融機関ごとに異なりますので、詳しくは口座をお持ちの金融機関にお尋ねください。

昨年から、金融機関が高齢者を対象とするATMの振込制限を行っているA県・B県では、特殊詐欺認知件数に占める振込型の被害の割合が、前年と比較して激減しており、ATMの振込限度額引き下げが特殊詐欺被害防止に有効であることを証明しています。

	平成27年	平成28年	平成29年 6月末
長崎県	54.0%	60.0%	65.5%
A県	32.1%	45.6%	25.8%
B県	58.4%	56.1%	25.4%

特殊詐欺認知件数に占める振込型被害の割合



ATMの振込限度額を引き下げても、窓口では通常どおり振込みできます。被害を防止するために非常に有効な手段ですので、御自身のみならず、御家族を含めた引き下げを推奨しています。